



韓国葬墓文化における自然葬に関する覚書

田中, 悟

(Citation)

国際協力論集, 23(2):145-160

(Issue Date)

2016-01

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCOI)

<https://doi.org/10.24546/81009229>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81009229>



韓国葬墓文化における 自然葬に関する覚書

田 中 悟*

I はじめに

韓国における葬礼や墓地のあり方、いわゆる「葬墓文化」は、この20年ほどの間に大きな変化を遂げてきた。この変化の背景にあるのは、土葬を前提とした従来型の墓地が国土に占める面積が増加することに伴う「墓地難」という土地問題であり、墓地造成に伴って山林が破壊されるといった環境問題であった。また、こうした問題を解決する策としてまず手を付けられたのは、墳墓の面積や設置期間に関する法的規制¹であり、また従来の土葬から火葬へという葬法の転換であった。火葬について述べれば、1993年には19.1%だった全国火葬率が、2013年には76.9%となっており、2005年に火葬の件数が土葬を上回って以降も、毎年着実な火葬率の上昇が見られている（最新の数字については、表1を参照されたい）²。

このような、法的な規制の導入や火葬の増加は、従来の葬礼のあり方や墓地の形態の変化を招来している。それは、土葬墓の共同化・画一化に始まり、火葬の普及に伴う納骨墓・納骨堂の導入、さらには自然葬へと至るものとして図式化できる³。広大な土地を占領し、環境問題ともなっていた墓地は、まず面積を制限され、火葬への転換によってその占有空間をさらに小さくすることが期待された。それは具体的には、従来の土葬墓に複数人の火葬遺骨を葬ることを可能にする納骨墓、火葬された遺骨の共同墓地としての納骨堂を経て、石造物その他の人工建造物をほとんど必要としない自然葬へと至ることが想定

* 神戸大学大学院国際協力研究科特命准教授

されていたのである。

しかし現実には、当初想定されたようにはなっていない。自然葬は2008年に法的に定められた葬法となり⁴、政府の推進する葬法として広く知られるようになった。政府の社会調査によれば、19歳以上を対象とした「選好する葬礼方法」の調査において、2011年には「埋葬（土葬）」17.2%、「火葬後奉安（納骨）」39.3%、「火葬後自然葬」41.1%となっており、自然葬の選好度は土葬や納骨を上回っている。さらにこの数字は2013年度ではそれぞれ14.7%、38.3%、45.3%となっており、自然葬への選好はさらに増している⁵。

にもかかわらず、自然葬の実質的な利用率は「3%程度に過ぎない」としばしば言われる⁶。最新の2013年の統計を見ても、既存自然葬地の利用率は6%程度であり、奉安堂（納骨堂）との比較において新たな葬法として普及しつつあるとも言い難い状況である、と一般に認識されている。

本論は、この点を問題とし、韓国においてこれまで自然葬の普及が進んでこなかった理由について、一定の示唆を得ることを目的とするものである。

II 現代韓国における葬法に対する選好

韓国における自然葬の位置づけを考えるために、先に触れた社会調査について、もう少し詳しく見ておこう（表2参照）。

19歳以上を対象として「選好する葬礼方法」を尋ねた結果、最多だったのは「火葬後自然葬」で45.3%、次いで「火葬後奉安（納骨）」

が38.3%、「埋葬（土葬）」が14.7%であったこと（2013年）は前述した。この順位そのものは、都市部でも農漁村部でも、また男性でも女性でも変わらない。年齢別で見た場合にも、順位が入れ替わるのは70歳以上だけであり（「埋葬」39.0%、「火葬後奉安」34.1%、「火葬後自然葬」24.3%）、60代以下は自然葬が最多である。

にもかかわらず、自然葬の利用率はそれほど振わない。韓国保健社会研究院の別の調査を参照すれば、ソウル・京畿・仁川という首都圏の火葬施設利用者に遺骨の安置場所を尋ねたところ、奉安施設（納骨堂）への安置が圧倒的多数を占めている（2011年度：奉安施設安置82%、散骨13%、自然葬5%／2012年度：奉安施設安置74%、自然葬14%、散骨12%）⁷。この調査・分析を行なったチョンヨン Chol は、自然葬に対する政府の広報が強化される中、自然葬を選択するケースが多くなっていることを強調しているが、現実問題として、首都圏で火葬を行なった者の大部分は依然として納骨堂を選択しているという現状は否みがたい。

また、韓国の中でも火葬率が8割を優に超える首都圏は、火葬を前提とする韓国の自然葬にとって最も有利な条件にある地域であり、それ以外の地域を含む全国平均において、自然葬の比率が首都圏の数値を下回っても、何ら不思議ではない。自然葬地の造成・設置そのものは各地で盛んにおこなわれており、ある程度利用が進んでいるところも存在するが⁸、当面において、総合的な自然葬地の利

用度はかなり低いものとなっている（表3・表4参照。なお、これらの他に、土葬・散骨など、その他の葬法の利用者が存在する）。

ここまで確認したところで、以下、韓国における自然葬をめぐる現状について、各地の実態を踏まえながら見ていきたい。

Ⅲ 韓国国内における葬法をめぐる現状

本論では、韓国国内を大きく地方（郡部）と都市部に分けて、实例を見ながら、それぞれの状況について考えてみたい。

1. 地方（郡部）における葬法をめぐる現状

世宗特別自治市全東面鳳臺里にある世宗市公園墓地は、2012年に世宗特別自治市が発足するまでは「燕岐郡公園墓地」という名称であり、忠清南道燕岐郡の管轄する公設墓地であった。「行政中心複合都市」と呼ばれる世宗市ではあるが、新都市エリアを除く旧燕岐郡地域の大半は現在も都市化されることなく、郡部地域としての従来の様相を今も残している。

この公園墓地は、土葬墓である第1墓域・第2墓域と国家有功者墓域、旧納骨堂である「霊樂園」と新納骨堂「追慕の家」からなる。このうち、1979年に竣工した「霊樂園」は、8024基（無縁7984基、有縁40基）の遺骨を受け入れて、2006年に新規受け入れを終了している⁹。また、1980年に受け入れを開始した第1墓域もすでに満場を迎えているが、2014年現在、第2墓域と「追慕の家」、さらに国家有功者墓域については、なお受け

入れの余裕がある。現在、世宗市の火葬率は7割ほどであり、土葬墓域を残すこの公園墓地は、火葬されない3割の死者の埋葬先の一つとなっていると考えられる。他方、「霊樂園」の満場を受けて2003年に竣工した屋内型納骨堂「追慕の家」は、9000基規模の屋内型納骨堂であるが、受け入れを開始して10年以上経った現在においても、その利用率はなお1割にも満たないのが実情である。



写真1 世宗市公園墓地第2墓域（世宗特別自治市全東面鳳臺里、2014年9月19日、著者撮影）

現地で見ると、納骨堂すら利用率が低迷している旧燕岐郡地域においては、敢えて自然葬を利用しようとする動機付けは見当たらないし、実際にニーズも少ないと思われる。事実、旧燕岐郡で2010年に開場した銀河水公園は、火葬炉10基を備えた火葬場の他に、葬礼式場・20,000基を超える規模の奉安堂（納骨堂）・65,000㎡もの自然葬地（芝生葬・樹木葬・花草葬）を擁しているが、ほぼフル稼働している火葬場に比べて、奉安堂や自然葬地の利用率は現在に至るまで高いとは言えない。

また、1998年に死去した崔鍾賢・SKグループ会長の遺志によってSKグループが建設し、世宗市に寄付されたこの銀河水公園と同様、韓国の地方では有数の葬墓文化先進地として知られる慶尚南道南海郡にあって最先端の葬墓施設として知られる公設墓地「南海追慕ヌリ」に設置された自然葬地の利用率は、実質ほぼゼロであると指摘されている¹⁰。韓国の葬墓文化の「改善」を明確に意図して設けられたこの二つの葬墓施設¹¹は、いずれも火葬場として地域の火葬率の向上には貢献しているが、こと自然葬に関する限り、受け入れ準備はどちらも既に整っているにもかかわらず、その利用率の向上を実現できていない。地方（郡部）の中でも葬墓文化「改善」の最先端を行くと目される施設を擁する両地域において、そのような状況であるとすれば、他の郡部においてもまた、自然葬に旺盛な潜在需要があるとは考えづらい。

地方で自然葬地の利用が進んでいる事例としては、済州市の「ハンウルヌリ公園」を挙げることができる。ここは、開設以降、2012年に455件、2013年に731件、2014年には1528件の自然葬利用があった。ただし、その内訳を見ると、死亡直後に火葬して利用したケースは2014年度で202件（17%）に過ぎず、既存墓地から移葬した改葬遺骨が1326件（83%）を占めていて、この自然葬地はもっぱら既存墓地の改葬先として利用されていることがわかる¹²。したがって、墓地面積の縮小や土地利用の効率化の面での貢献は少なくないものの、葬墓文化の観点から葬

法に対する選好の変化に注目した時、その評価の見極めには慎重を要する。

2. 都市部における葬法をめぐる現状

次に、都市部について見ていきたい。

郡部と異なり、都市部においては、新規に土葬を行なう余地はほとんどないと言ってよい。例えば、ソウルの葬事施設を管理するソウル施設公団は、条例の規定（ソウル特別市「葬事等に関する条例」施行規則第8条2項）に基づき、ごく一部の例外を除いて、市立墓地に一般人の新規埋葬（土葬）を受け入れない旨、明示している¹³。また、仁川広域市施設管理公団が管轄する仁川家族公園の場合、既分譲の家族奉安墓に限って、2墓までの埋葬（土葬）を認めている¹⁴。公設の共同墓地ではなく、私設の個人墓地・家族墓地を設けることそのものは法律上認められている（「葬事等に関する法律」第14条）が、人口の集中する都市部で法的な規制をかいくぐって土葬墓を設けることは極めて難しいのが実情である。

そのような条件のもとで、都市部の住人が都市部で墓地を求めるとすれば、選択肢は大きく①納骨堂と②自然葬の二つにほぼ絞られる。全人口の9割を都市人口が占める（表5参照）韓国では当然のことながら、地方よりも都市のほうが全般的な墓地需要は旺盛である。

こうした需要に応えるべく、例えば仁川広域市の仁川家族公園は、納骨堂を増設し、自然葬地を新たに設けるなどしている。

仁川家族公園の納骨堂について現状を確認しておけば、従来の納骨堂の満場を控え、2015年に4つ目の納骨堂を竣工させている。

仁川市は7日、仁川家族公園内の新規奉安施設である「平穩堂」が開場式をもって正式オープンしたと明らかにした。……この日にオープンした平穩堂は、仁川家族公園内「追慕の家」「錦馬塚」「満月堂」に続いて、仁川家族公園2段階事業で新築された4番目の奉安施設である。

2012年5月から今年1月までに工事を完了し、去る2月24日から市民に開放して遺骨函を安置している。……延べ面積5,425.08㎡に地下1階、地上3階の規模で、36,000基の納骨を安置することができ、2020年まで利用することができる¹⁵。

(『仁川新聞』2015年5月7日付)

他方、自然葬地についても、上と同様の仁川家族公園2段階事業で芝生葬地を増設し、受け入れ能力を強化している。

仁川市施設管理公団は24日、政府と仁川市の環境葬事政策に合わせて、富平区富平2洞仁川家族公園(墓地)に庭園式で造られた2段階芝生葬造成を完工したと明らかにした。

今回作られた芝生葬の規模は、敷地2,475㎡(約740坪)で、合計3,212基安置することができる。遺族に様々な葬事方法を選択できるようにし、市財政にも助けとなると予想される。

また、家族公園の入り口の生態河川辺に造成し、遺族らが選好する1段階芝生葬と連携運営して、需要に合うように芝生葬造成を推進した。……公団は、1段階芝生葬が安置を完了すれば、植生類が定着する来年下半期から、本格的に安置を開始する計画である。

また、錦馬塚横に(計画されている)庭園式の樹木葬も、条例が確定されれば、市と協議して安置を急ぐ計画だ。¹⁶

(『仁川 in.com』2013年7月24日付)

ただし、ここで留意しなければならないのは、納骨堂に対する需要と自然葬に対する需要とは一様ではない、という点である。

2003年に「追慕の家」が開場して以来、2007年に「錦馬塚」、2010年に「満月堂」と増設されていることからわかるように、仁川家族公園内の納骨堂の利用者は順調に増え続けてきた。これに対して、2008年以降、山林型樹木葬の形態で設置されていた自然葬地の利用は、思ったように伸びず、芝生葬地を造成することでテコ入れが図られる状況だったのである。

仁川市は去る2008年8月から全国で初めて、家族公園内にて樹木葬林を運営してきた。しかし、自然のままの野山に故人の遺骨を安置しなければならないという樹木葬林に対する遺族の不満と、故人の個々の標識を選好する市民の特性を反映できず、全体奉安施設における樹木葬林利用率が231基(3.4%)と低調だった。これらの問題点を解決し、遺族の

目の高さに合わせて多様な形態の自然葬を設置することになった。仁川市は芝生葬開場で、今年 of 自然葬利用率が10%まで上がると予想し、長期的に奉安施設建設に比べて初期投資額・維持管理費などの経済的効果が約66億ウォン程度発生すると予想した。¹⁷

(『葬助聯合ニュース』2012年7月4日付)

このような、需要と供給をめぐって納骨堂と自然葬との間に生じるアンバランスな状況——結果としての公設納骨堂の供給不足——は、仁川市だけのものではない。例えば大邱市¹⁸やソウル市¹⁹などは、納骨堂の収容余力がなくなってきたことに伴って、公的扶助の受給者や国家有功者などの条件を満たす者に新規受け入れを限定する措置を取っている。大邱市の場合、この措置は「奉安施設拡充時まで」続くものとされているため、それを待てない大邱市民は割高な私設の納骨堂を探し求めているのが実情である²⁰。現在、新規の公設納骨堂建設を行っていないソウル市でも、そうした事情は変わらない。



写真2 納骨堂「満月堂」(仁川家族公園内、2011年12月28日、著者撮影)



写真3 樹木葬林(仁川家族公園内、2011年12月28日、著者撮影)

IV 現状に基づく考察

ここまで見てきたことの要点を整理してみよう。

まず、韓国ではここ20年以上にわたって、毎年着実な火葬率の上昇が見られる。また、葬礼方法についての選好を調査すれば、70歳以上の世代を除く全世代で、居住地・性別を問わず、「火葬後自然葬」・「火葬後奉安(納骨)」・「埋葬(土葬)」の順となるが、実際に葬られている葬法の割合を見ると、納骨堂への安置が自然葬を大きく上回っている。

郡部を主とした地方の状況を見ると、火葬施設の利用は順調に進んでいるのに対し、納骨堂や自然葬の利用は比較的低調である。他方、都市部では納骨堂の需要が高く、公設納骨堂の供給が追いつかない事例も見られる一方、自然葬に対する需要の圧力はさほど大きくない。政府の方針もあって自然葬地の設置は各地で進んでいるが、葬法に対する不満を受けて自然葬地の形態を変更する例も見られるなど、試行錯誤の状況が見られる。

では、このような韓国の葬墓文化の現状には、どのような背景を読み取ることができるだろうか。

1. 都市部についての考察

まずは、葬墓文化への変容の圧力が強い都市部から考えてみたい。都市部における所与の条件は、墓地用地の絶対的な不足である。その対策として、墓地の面積に規制がかかるとともに、土葬から火葬へという葬法の転換が図られ、それらの措置は時代の趨勢として概ね受け入れられている。そして、その過程で、従来は主として無縁者の遺骨が納められていた納骨堂が、新たな墓地の形態として浮上してくることとなった。

そうした事態を受けてこの時期に設置された納骨堂は、倉庫然とした従来のものとは違い、墓参に訪れる遺族が受ける印象にも配慮し、工夫を凝らしたものが登場することになる²¹。そして、屋外型・屋内型など様々なタイプが登場した末、都市部の人々に現在、最も支持されているのは、仁川市が仁川家族公園に次々と建設しているような、広々とした空間構成や大きな採光窓など、「快適な環境」を体現した屋内型納骨堂であると言えよう。この一連の経緯を、「伝統的葬法からの転回を余儀なくされた人々が、その代替案として、快適な人工空間としての納骨堂を受け入れた」と解釈することは可能だろう。高層アパートに暮らすことが一般的な韓国の都市住民にとって、合理的な設計によって、整然と積み上げられ個別性の確保された納骨壇が並

ぶ光景は、自身が暮らす都市環境に適合的なものであり、それほど違和感のある環境ではない²²。

ただし、こうした屋内型納骨堂は、その建設・維持費用が設置者の負担となる上に、人工建造物を建て続けることは環境の面からも問題とされる。そこで、現在、公設納骨堂の新規建設を行っていないソウル市だけでなく、新たな納骨堂を次々と建設しているように見える仁川市なども、石造物など人工物を極力排除した自然葬の導入を積極的に進めている。しかし、見た目上での選好度とは裏腹に、現実問題として自然葬の導入は納骨堂のように順調には進んでいない。葬墓文化の変容の中で、現代韓国社会が躓いているのは、このところである。本論の問いも、まさにこの点にあった。

ここで、人々に最も受け入れられている納骨堂の「都市性」に、改めて注目してみよう。都市的な死後の空間として納骨堂をとらえた時、納骨堂で死者と共にするその場は、都市住民の生活空間を離れたところではなく、むしろその内部に位置づけられる。死者と生者とは、人びとが暮らす都市を離れた遠い異空間ではなく、住環境の面での配慮が行き届き、清潔さや快適さを同じくする空間において、出会うのである。このことを人々が受け入れるとき、死者も含めた生活世界は、都市空間、もしくは都市環境の中で完結することとなる。それこそが、伝統的葬墓文化を離れて現代韓国人が到達した、現代的葬墓文化の一つの安定型であると考えられる。

以上の考察から導き出されてきた「都市性の中に完結した現代韓国の葬墓文化」という仮説をもとにして、自然葬についても考察を進めてみたい。

ここで再び、仁川家族公園を想起してみよう。そこで当初導入され、思うように利用が伸びなかった自然葬地とは、「樹木葬林（山林型樹木葬）」であった。そして遺族のニーズに合わせて追加で設置された自然葬地とは、「芝生葬」および「庭園型樹木葬」のそれであった。その両者を分かちるのは、前者は可能な限り自然の山林の姿を維持しようとする形式であるのに対し、後二者は「自然」とは言いつつも明白に人の都合を優先した人工的な空間である、という点である。「都市性」に注目すれば、その対比は、「都市空間外の山林」と「都市空間の一部である公園」との差であるとも言える。とすれば、自然葬の利用促進策として、公園型の自然葬地造成が行なわれるのは、当然の成り行きである。

2. 地方（郡部）についての考察

では、こうした都市性を包含した自然葬は、地方（郡部）においてどのように位置づけられるのだろうか。

本論で取り上げた世宗市公園墓地の場合、土葬墓域も今なお死者を受け入れうる状態であり、都市部のそれと同一水準の現代的な納骨堂を除けば、周辺環境を含めてそこに都市性を見出すことは難しい。この公設墓地では今後、土葬墓域が満場を迎え、既存の納骨堂の需要が本格的に生じる状況になって初め

て、自然葬が現実的な選択肢として視野に入ってくると思われる。

他方、葬墓文化「改善」に先進的な役割を果たしてきた南海追慕ヌリの場合、すでに整備済みの自然葬地がほとんど利用されないままであることは既に述べた。ただし、その自然葬地とは、山地の斜面に造成された山林型の樹木葬林のことである。南海追慕ヌリには、この自然葬地の設置以前に、「納骨平葬」墓という独自の形態が導入されている。これは、最小限の平面型名牌のみを直接地面に埋め込んで墓碑とするもので、「1坪に4基以上」を基準とし、木製など腐食する素材で作られた納骨函に火葬遺骨を納めて、地下30センチメートル以上の深さに直接埋めるものである²³。この納骨平葬墓は、「葬事等に関する法律」において「自然葬」が規定される以前の2004年に導入され、すでに少なくない利用者を抱えている。

なお、同法第10条第1項および第2項は次の通りに「自然葬の方法」を規定しており、南海追慕ヌリの「納骨平葬」は、この規定に沿った葬法である。自然葬の一般的な類型に従えば、南海郡で言うところの「納骨平葬」はいわゆる「芝生葬」の一種であると言ってよいと思われる。

- 第10条（自然葬の方法）①自然葬を行なう者は、火葬した遺骨を埋めるのに適するよう、粉骨しなければならない。
- ②第1項によって遺骨を粉骨し、容器に入れて埋める場合、その容器は生化学的に分解が可能なものでなければならない。



写真4 納骨平葬墓（南海追慕ヌリ内、2010年12月26日、著者撮影）

南海追慕ヌリでは、納骨平葬墓を設置した後に山林型樹木葬の自然葬地が設けられており、この点、順序としては仁川家族公園などとは逆である。それでもやはり、芝生葬地の一種である納骨平葬墓の利用が進む中で樹木葬地の利用が伸びないという事実は、現代韓国の葬墓文化を都市性の観点から見る立場からすれば、やはり妥当な結果であると言えよう。

また、南海追慕ヌリでは、隣接地にあって伝統式の古い土葬墓が残っていた平峴共同墓地を再開発し、公園型の自然葬地を造成する計画もすでに進んでいる。こうした墓域が稼働を始めれば、樹木葬の不振を越えて墓地内の自然葬利用率が高まることが予想される²⁴。

「葬墓文化」改善が謳われた当初、伝統式の土葬墓をそのまま石造の納骨墓に改める例は、しばしば見られた。そうした納骨墓ではなく、公園型の自然葬地として古い墓地を再開発するという南海郡の試みは、今後の葬墓政策における一つのモデルケースとなり得るだろう。

V 今後に向けての示唆

本論を通じて導き出されてきた示唆点を整理して、むすびに代えることとした。

現代韓国の葬墓文化を考えるにおいて重要なのは、その「都市性」である。韓国国民の9割が暮らす都市部の生活を前提とするかぎり、伝統的な葬墓スタイルの固守はもはや不可能であり、多くの人々は都市化に伴う葬墓文化の変容を受容する姿勢を示している。その具体的な表れが火葬率の上昇であり、納骨堂や自然葬などの新しい葬法の受容である。納骨堂は、主として無縁者の遺骨を納める用途で用いられていたが、一般の人々の遺骨を受け入れるために、訪問者にとって快適な空間で構成された納骨堂が多く設置され、都市部において生者と死者とが出会う標準的な「墓地」として機能するようになった。さらに、墓地の建設費や維持管理費の更なる節減を図って、自然葬が導入・推進されたのであるが、その受容は納骨堂ほど順調ではなく、当初多く設置された山林型の樹木葬については利用が思ったようには進まなかったため、芝生葬など公園型の自然葬へとスタイルの転換が図られるケースがしばしば見られる。こうした自然葬におけるスタイルの選好についても、その「都市性」を指摘することは難しい。それらのことを総合すれば、韓国の死者をめぐる葬墓の様式は、生者の生活スタイルの変容を反映して変化しているのだと考えられる。

ならば、そうした葬墓文化の変容は、都市部ではない地方（郡部）では、どのような形

を取っているのか。

世宗市公園墓地という事例が示唆するのは、都市部と郡部とでは、墓地の受容のあり方に少なからぬ差があり、伝統的な土葬墓を設ける余地が郡部にはまだ残っているという点である。しかし、韓国内の火葬率は地域差こそあれ、各地で着実に上昇を見せており、火葬自体は郡部でも浸透しつつある。したがって、将来的には現在なお維持されている葬墓文化の転換を迫られることは当然、予想される。

そこで、郡部でも先進的な葬墓文化改革で知られる南海郡の南海追慕ヌリを参照すれば、火葬率の上昇を受けて納骨堂を設置したのち、芝生葬の一種とみなし得る納骨平葬墓、山林型の樹木葬の設置を経て、公園型の自然葬地まで備えようとしている。これらの墓域が今後、どのように受け入れられていくか、という点は、今後の郡部における葬墓文化の変容の行方を考えるにあたっての重要な参照ポイントとなっていくと思われる。

さらに、南海郡の事例から指摘できるのは、「埋葬という共通形態を維持しつつの土葬から火葬への転換」という視点である。土葬墓域と納骨平葬墓域とを比較してみれば、遺体を埋葬するか、火葬遺骨を埋葬するかの違いによって専有面積に差はあるが、個別的な墓碑を持ち、地中に埋めることによって最終的には「自然に還る」という点においては変わるところがない。本来、韓国において土葬を意味する「埋葬」は、法的には「遺体や遺骨を地に埋め、葬ること」という意味しかなく

(「葬事等に関する法律」第2条)、火葬遺骨を地中に埋める形態でも「埋葬」であることには変わりがない。その意味で、韓国語の「埋葬」は、火葬と両立可能なのである。

この点について、これまでに見てきた事例を参照すれば、仁川家族公園の樹木葬林が遺族の不満を呼んだこと²⁵を鑑みて、死者の個別性を剥奪することなく、伝統的な葬墓の系譜上に位置づけることができれば、自然葬の受容はより容易となる可能性があるのではないだろうか。

ただ、そうした観点から自然葬を考えたとき、結果として抜け落ちることになるのが、「散骨」である。安佑煥が指摘しているように、「葬事等に関する法律」における自然葬の定義は「火葬した遺骨の骨粉を樹木・草花・芝生などの下や周辺に埋め、葬ることを指す」(第2条)であり、埋めることを条件として、散骨を除外するものとなっている²⁶。

現代韓国において「散骨」と言えば、公設の火葬場や納骨堂にしばしば付設される「幽宅の丘(유택동산)」で行なわれている行為を指すことが多い。そこでは、個人の火葬遺骨が集められ、後にまとめて埋葬される。また、海洋への散骨なども徐々に散見されるようになってきてはいるが、そうした行為に対する法的根拠は弱く、その普及には課題が多い。さらに、先に見たように、原則として埋めることを原則とする韓国の「自然葬」には、伝統的な葬墓の系譜上に位置付けられる可能性が指摘できるのに対して、散骨は伝統的に「悪喪(若くして親よりも先に死ぬこと)」に

対して行なわれるものと観念される²⁷が故に、別途その意義づけを論じる必要があるように思われる。



写真 5 幽宅の丘（ソウル追慕公園内、2012年9月11日、著者撮影）

表 1 地域別火葬率現況

区 分	死亡者数（名）		火葬者数（名）		火葬率（％）	
	2012年	2013年	2012年	2013年	2012年	2013年
計	267,221	266,257	197,717	204,750	74.0	76.9
ソウル	41,514	42,063	33,846	35,431	81.5	84.2
釜 山	20,534	20,096	18,027	17,916	87.8	89.2
大 邱	12,352	12,531	9,177	9,669	74.3	77.2
仁 川	12,881	13,039	11,055	11,445	85.8	87.8
光 洲	6,874	6,891	4,785	5,121	69.6	74.3
大 田	6,580	6,634	4,772	5,015	72.5	75.6
蔚 山	4,567	4,871	3,734	4,111	81.8	84.4
世 宗	820	812	503	579	61.3	71.3
京 畿	50,830	50,959	40,683	42,046	80.0	82.5
江 原	11,030	10,756	7,543	7,607	68.4	70.7
忠 北	10,478	10,371	6,178	6,553	59.0	63.2
忠 南	13,994	13,854	7,823	8,220	55.9	59.3
全 北	13,700	13,492	8,902	9,314	65.0	69.0
全 南	16,766	16,332	9,623	9,925	57.4	60.8
慶 北	20,644	20,245	12,517	13,022	60.6	64.3
慶 南	20,419	19,994	16,565	16,688	81.1	83.5
済 州	3,238	3,317	1,860	1,986	57.4	59.9
地域未詳			124	102		

出典：保健福祉部報道資料「死亡者5名中3.9名が火葬」

表2 選好する葬礼方法 (2013年)

	計	埋 葬	火葬後奉安	火葬後自然葬	その他
全 体	100.0	14.7	38.3	45.3	1.7
都 市	100.0	12.2	39.8	46.6	1.4
農漁村	100.0	26.1	31.5	39.3	3.1
男 性	100.0	16.3	39.5	42.8	1.5
女 性	100.0	13.2	37.2	47.7	1.9
19 - 29 歳	100.0	9.1	40.5	49.1	1.3
30 - 39 歳	100.0	8.0	43.5	47.3	1.1
40 - 49 歳	100.0	9.4	38.2	51.0	1.4
50 - 59 歳	100.0	14.3	35.7	48.0	2.0
60 - 69 歳	100.0	23.6	34.4	39.5	2.5
70 歳以上	100.0	39.0	34.1	24.3	2.6

出典：統計庁報道資料「2013年社会調査（福祉・社会参加・文化と余暇・所得と消費・労働）結果」より筆者作成。

表3 全国自然葬地設置現況

区分	箇所数	造成面積 (㎡)	総自然葬能力 (件)	既自然葬安置件数 (2013年を含む)	今後の自然葬 可能件数	2013年実績 (件数)
合計	864	1,263,307	479,109	32,977	446,132	10,260
公設	38	536,533	311,980	21,663	290,317	6,312
私設	826	726,774	167,129	11,314	155,815	3,948

出典：保健福祉部報道資料「死亡者5名中3.9名が火葬」

表4 全国奉安堂設置現況

区 分	箇所数	総奉安能力 (件)	既奉安件数 (2013年を含む)	今後の奉安 可 能 件 数	2013年実績 (件数)	
合 計	373	3,695,642	1,124,053	2,571,589	89,315	
公設奉安堂	134	1,553,987	648,524	905,463	53,969	
私 設 奉安堂	小 計	239	2,141,655	475,529	1,666,126	35,346
	法 人	56	975,892	263,120	712,772	17,782
	宗教団体	183	1,165,763	212,409	953,354	17,564

出典：保健福祉部報道資料「死亡者5名中3.9名が火葬」

表 5 都市地域人口現況

(単位：千人)

		2010	2011	2012	2013	2014
都市地域基準	都市地域人口	45,933	46,230	46,381	46,838	47,048
	非都市地域人口	4,583	4,503	4,566	4,304	4,280
行政区域基準	都市人口	45,278	45,699	45,949	46,277	46,451
	農村人口	5,237	5,034	4,998	4,864	4,877
都市地域人口比率 (%)	都市地域基準都市地域人口比率	90.9	91.1	91	91.6	91.7
	行政区域基準都市地域人口比率	89.6	90.1	90.2	90.5	90.5

出典：国土交通部・LH「都市計画現況」

■本研究は、科学研究費補助金（基盤研究C、研究課題番号：25370071）の助成を受けたものである。

- 1 「葬事等に関する法律」第18条～第20条を参照。なお、同法律については、『六甲台論集—国際協力研究編一』第15号（2014年）77～87頁に日本語訳がある（法律第11253号、2012.2.1一部改正）。
- 2 保健福祉部報道資料「死亡者5名中39名が火葬」(http://www.mw.go.kr/front_new/al/sal0301vw.jsp?PAR_MENU_ID=04&MENU_ID=0403&CONT_SEQ=306022 2015年9月14日最終確認)
- 3 この変化について、筆者はかつて、慶尚南道南海郡の「南海追慕ヌリ」を事例として5段階に図示したことがある（『韓国葬墓文化と経済合理性—慶尚南道南海郡を事例として—』『大阪女学院短期大学紀要』第41号、2012年、28頁）
- 4 現行の「葬事等に関する法律」第2条は、自然葬を「火葬した遺骨の骨粉を樹木・草花・芝生などの下や周辺に埋め、葬ることを指す」と定めている。
- 5 統計庁報道資料「2013年社会調査（福祉・社会参加・文化と余暇・所得と消費・労働）結果」(http://kostat.go.kr/portal/korea/kor_nw/2/1/index.board?bmode=download&bSeq=&aSeq=310486&ord=11 2015年9月14日最終確認)
- 6 例えば、KBSニュース9「足りなくて、高くて…葬墓文化の代案は？」(2013/09/19) (<https://www.youtube.com/watch?v=zVsqdkE-PW4>

2015年9月14日最終確認)

- 7 정영철 [チョンヨンチョル]「わが国の葬墓文化の現況」(『保健・福祉 Issue & Focus』第198号(2013-28)、2013年 https://www.kihasa.re.kr/html/jsp/share/download_forum.jsp?bid=21&aid=266&ano=326 2015年9月14日最終確認)
- 8 「樹木・草花・芝生利用 自治体「自然葬地」造成着手」(『国民日報』2015年8月4日付記事 <http://news.kmib.co.kr/article/view.asp?arcid=0923186094&code=11131100> 2015年9月14日最終確認)
- 9 「燕岐郡、霊樂園に安置された8,024基の霊魂慰労」(『特急ニュース』2010年11月18日付記事 <http://www.expressnews.co.kr/news/articleView.html?idxno=38745> 2015年9月14日最終確認)
- 10 「火葬以後の自然葬は自然葬ではない」(『喪葬礼新聞』2015年6月16日付記事 <http://www.sjrnews24.com/news/view.html?section=photo&no=1188&PHPSESSID=f573648d64b04b864d89f6cf0f178999> 2015年9月14日最終確認)
- 11 銀河水公園における崔鍾賢・SKグループ会長と同様、南海追慕ヌリの設置においても金斗官・南海郡守（当時）の個人の意思が大きく働いている。この点については、拙稿「韓国葬墓文化と経済合理性」を参照のこと。
- 12 「オスンセンハンウルヌリ公園、利用率109%増加」(『済州の声』2015年01月08日付記事 <http://www.jejusori.net/?mod=news&act=articleView&idxno=156897> 2015年9月14日最終確認)
- 13 ソウル施設公団「埋葬利用案内」(<https://>

- www.sisul.or.kr/open_content/memorial/use/bury.jsp 2015年9月14日最終確認)
- 14 仁川広域市施設管理公団「仁川家族公園墓地施設利用案内」(http://www.insiseol.or.kr/institution_guidance/memory_park/graveyard_burial.asp 2015年9月14日最終確認)
- なお、ここで言う「家族奉安墓」とは、従来の土葬墓に替えて複数人の遺骨を納められるようになっている石造墓を指す。この場合、納められる遺骨は火葬されていることが前提である。
- 15 「仁川家族公園の新奉安施設「平穩堂」開場」(『仁川新聞』2015年5月7日付記事 <http://www.iincheon.net/news/articleView.html?idxno=107213> 2015年9月14日最終確認)
- 16 「仁川家族公園墓地、庭園式芝生葬(2段階)完工」(『仁川in.com』2013年7月24日付記事 http://www.incheonin.com/2014/news/news_view.php?sq=21177 2015年9月14日最終確認)
- 17 「仁川家族公園、芝生葬開場」(『喪助聯合ニュース』2012年7月4日付記事 <http://www.ssnews.tv/news/articleView.html?idxno=2303> 2015年9月14日最終確認)
- 18 「大邱広域市公設奉安堂使用制限公告」(大邱広域市公告第2012-346号、2012年4月27日付、http://www.daegu-cty.or.kr/bbs_v.html?BBS_CID=10&BBS_NUM=4&num=14 2015年9月14日最終確認)
- 19 ソウル施設管理公団「奉安(納骨)利用案内」(https://www.sisul.or.kr/open_content/memorial/use/cinerary.jsp 2015年9月14日最終確認)
- 20 前掲、KBSニュース9「足りなくて、高くて…葬墓文化の代案は？」など参照。
- 21 この時期に登場した納骨堂の類型については、拙稿「現代韓国における葬墓文化の変容」(『大阪女学院短期大学紀要』第40号、2011年)を参照されたい。
- 22 前掲拙稿「現代韓国における葬墓文化の変容」では、これを「(死者の住まいとしての)墓地の都市化」現象と表現した(25頁)。
- 23 前掲拙稿「韓国葬墓文化と経済合理性」24-25頁参照。
- 24 「南海郡「共同墓地公園化」推進…葬墓文化の改善率先」(『聯合ニュース』2013年8月17日付記事 <http://www.yonhapnews.co.kr/bulletin/2013/08/16/0200000000AKR20130816134300052.HTML> 2015年9月14日最終確認)
- 25 同様のケースとして、ソウル市が運営する自然葬地がある。この場合、形態としては芝生葬と樹木葬であるが、いずれの場合も個別の標識は設置不可であり、墓域入口の掲示板に故人名が列記される形を取っている(https://www.sisul.or.kr/open_content/memorial/use/nature.jsp 2015年9月14日最終確認)。
- 26 安佑煥〔田中悟訳〕「葬事文化の変化にともなう自然葬の研究」(『六甲台論集—国際協力研究編—』第15号、2014年)61頁。
- 27 前掲、安佑煥「葬事文化の変化にともなう自然葬の研究」62頁。

Natural Burial in the Funerary Culture of South Korea

TANAKA Satoru *

Abstract

This paper attempts to ascertain some of the reasons that natural burial has not spread in South Korea thus far. Funeral rites and graves—so-called “funerary culture” —have changed considerably in the country in the past twenty years or so. The background to these changes was a problem of land usage that accompanied an increase in the space used by traditional interment-based graveyards, as well as the environmental issue of clearing mountains and forests for graveyard development. To solve these issues, legal restrictions regarding graveyard size and the time periods during which they may be built were put in place, and there was an attempt to shift from traditional interment to cremation. This change was planned as beginning with the sharing and uniformitization of graveyards, continuing with the introduction of charnel houses alongside the spread of cremation, and finally leading to natural burials. However, the spread of natural burial has not been completely smooth; in actuality, it is not progressing as originally envisioned.

When thinking about contemporary South Korean funerary culture, its metropolitan nature is important. The charnel houses in which the dead and the living meet are not set apart from the living spaces of city residents; rather, they are located within them. The dead and the living encounter each other not in far away, dark, and unusual spaces, but rather within clean, comfortable, and nearby ones; that is, life-worlds that include the dead are self-contained within metropolitan spaces. This is the style of contemporary funerary culture that South Koreans have arrived today at after leaving behind funerary culture’s more traditional forms. With regard to graveyards, and taking into consideration this culturally metropolitan nature, it is only natural that not just mountains and forests, but also parks within city spaces become relatively favored as land for natural burials.

In South Korea, it is no longer possible to adhere to traditional funerary styles

* Associate Professor, Graduate School of International Cooperation Studies, Kobe University

while also maintaining metropolitan living. Additionally, many people are showing receptive attitudes towards changes in funerary culture that have been accompanying urbanization. In this way, the funerary style for the South Korean dead is changing while reflecting the lifestyles of the country's living.